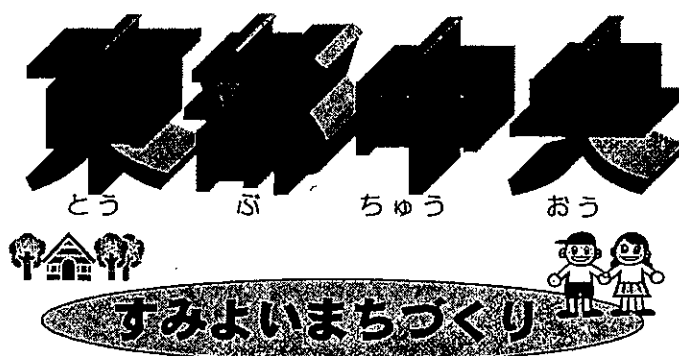




土地区画整理事業
 平成19年4月17日発行 第20号
 発行 白岡町役場都市整備課
 土地区画整理事務所
 〒349-0292 白岡町大字千駄野432
 ☎0480-92-1111

春陽の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

昨年度は、皆様方のご協力により、水道・下水道・街路等の工事を順調に進めることができました。また、一般保留地についても、3区画お売りすることができました。あらためて厚く御礼申し上げます。

今年度も引き続き、仮換地指定の拡大を行うとともに、街路や上下水道等の工事を順次進めてまいります。工事期間中は、宅地・農地等の使用や道路の通行に支障が生じたり、工事に伴う騒音や工事車両の通行等で、皆様には大変ご迷惑をおかけすることになりますが、今後とも、より一層のご理解ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

19年度の工事予定をお知らせします

19年度予定している工事は次のとおりです（工事箇所につきましては、2ページをご覧ください）。

①	街路工事
②	下水道（污水）工事
③	水道・下水道（污水）工事
④	雨水函工事
⑤	水道・下水道（污水）・雨水函工事
⑥	街路・水道・下水道（污水）工事

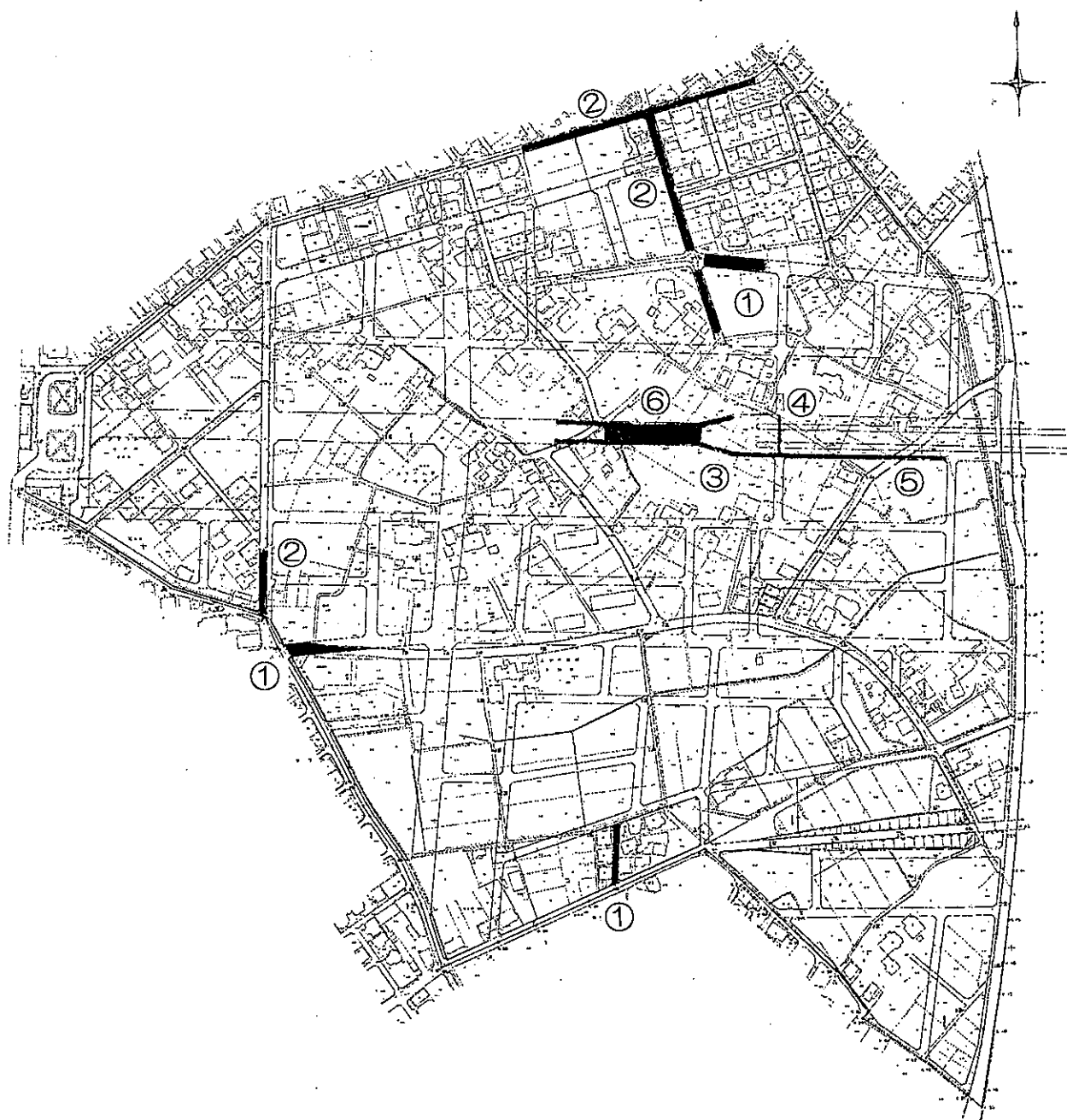
なお、工事予定箇所は変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

工事期間中はご迷惑をおかけしますが、安全対策等に十分配慮しながら進めてまいりますので、皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

平成19年度工事予定箇所

※工事予定箇所は、変更になる場合があります。

- ①街路工事②下水道（汚水）工事③水道・下水道（汚水）工事④雨水函工事
⑤水道・下水道（汚水）・雨水函工事⑥街路・水道・下水道（汚水）工事



改選後の審議会を開催しました

今年2月11日に執行いたしました土地区画整理審議会委員選挙は、所有権者が選挙する委員については、候補者の数が定数（7人）と同じであったため、無投票により当選人が決定し、借地権者が選挙する委員（定数1人）については、候補者がなかったため欠員となりました。

また、土地区画整理事業について学識経験を有する委員を2人選任いたしました。

これにより審議会委員は9人となりまして、先月19日（月）改選後初めての審議会が開催され、会長1人、副会長2人が選任されました。

改選後の審議会委員は次のとおりです。

（選挙委員・学識経験委員・氏名五十音順・敬称略）

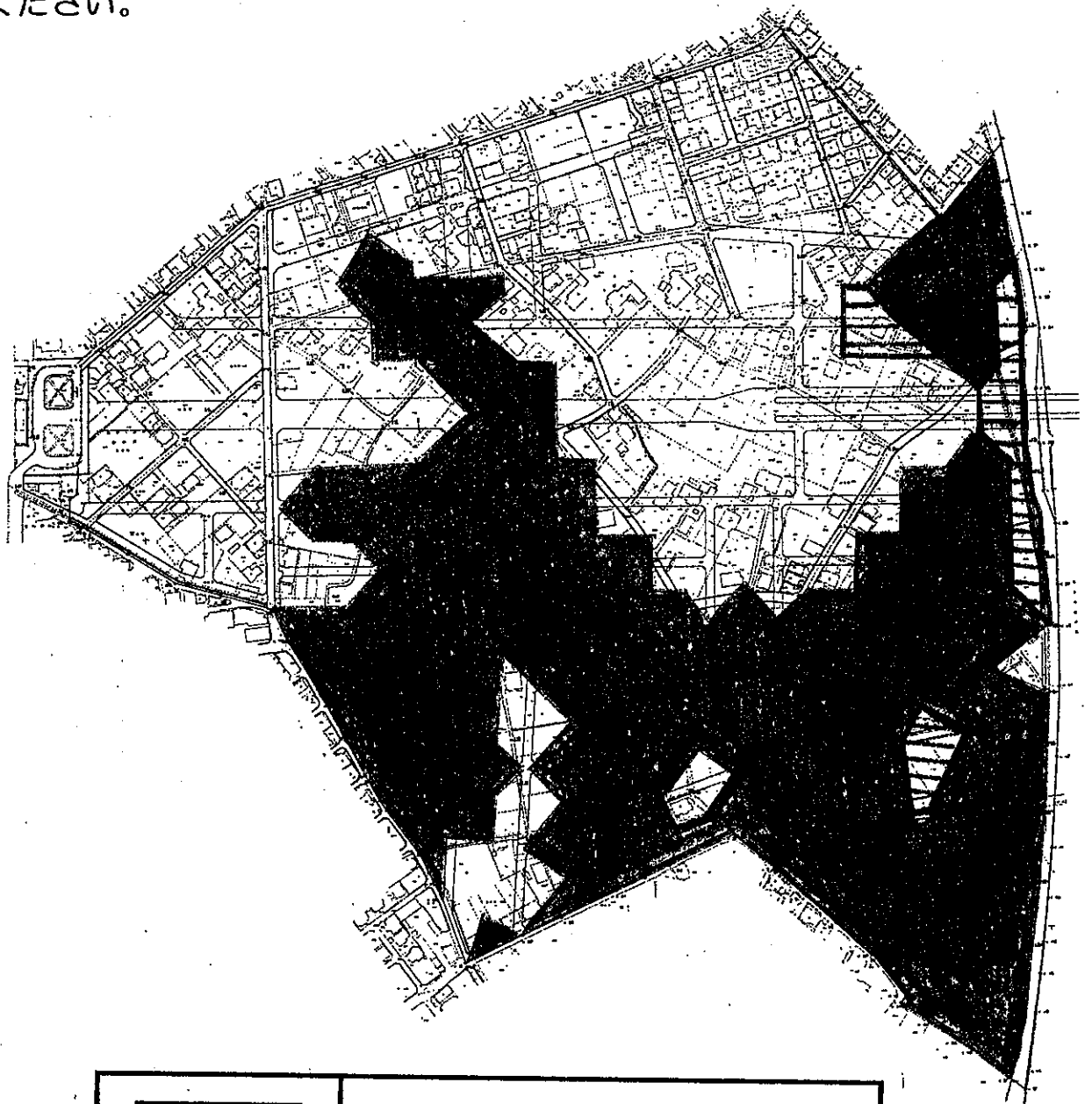
氏 名	住 所	当選・選任の別	備 考
岩 上 智	千駄野804	当 選	
岩 上 惣 吉	千駄野469	当 選	
岩 上 賢	千駄野778-1	当 選	副会長
中 太 吉 一	千駄野764	当 選	
前 田 利 男	千駄野1342-4	当 選	
山 崎 紀 男	小久喜1189	当 選	副会長
吉 野 好 二	小久喜1476-2	当 選	
小 野 田 憲 司	小久喜1694	選 任	
弓 木 航	千駄野743	選 任	会 長

任期 平成19年2月18日から平成24年2月17日まで

下水道(汚水)供用開始区域の拡大について

昨年度実施した工事の完成に伴い、下水道(汚水)の使用できる区域が広がりました。

なお、道路に埋設した公共下水道から宅内への「取付管」までは、設置場所等の要望をお聞きしながら1宅地1箇所を区画整理事務所で工事しております。取付管から先の宅地内の排水設備につきましては、個人の負担で設置してください。



	既に供用されている区域
	平成19年3月末に供用開始した区域

証明の申請について

当事業地区内において、新築の建物を登記する場合に必要な「底地証明」や農地の所有権移転等を使用される「仮換地証明」などの証明書が必要な場合には、当事務所に申請してください。

これらの申請を土地所有者以外の方がされる場合は、土地所有者からの委任（委任状）が必要です。

なお、「底地証明」「仮換地証明」とともに、既に仮換地指定がなされている土地に限ります。

都市ガスについて

当区画整理事業は、健全な市街地を造成するため、道路、公園、上下水道、調整池を整備しておりますが、都市ガスについては、区画整理事業の一環で整備する予定はありません。今後、ガス事業者の方々が整備の希望を伺うこともあるかと思いますが、都市ガス加入につきまして、皆様ご自身でご判断をお願いします。

建築行為等を行う場合は許可が必要です

事業地区内において建築行為等（建物の新增築はもちろん、土地の掘削・盛土、物件の設置・たい積等も含みます。）を行うときは、土地区画整理法第76条の規定により、**許可が必要**になります。

建築行為等が可能かどうかは、工事等の進捗状況や整理前後の土地の位置、形状等によって個々に判断することになります。たとえば、仮換地が指定された土地であっても、工事や建物移転の事情等により、ただちに仮換地を使用できない場合や、仮換地は使用できるが、接道の状況等建築基準法上の要件を満たしていない場合等により、建築行為等ができないことがあります。

皆様が建築行為等を行う場合は、街路や下水道等が整備され、仮換地が使用できる時期まで、できるだけ延期していただけるようお願いいたします。

やむを得ない事情等により建築行為等を行う場合には、「その建築物等が事業施行の障害となったときの**移転経費等は自己負担**になります」といった内容の許可条件を付けさせていただくことがあります。

もし、許可条件に反して、または許可を受けずに建築行為等を行った場合には、現状に回復または移転、除却をしていただくことがあります。

土地区画整理事業の施行の障害とならないよう、また、皆様の二重投資を防ぐため、地区内で建築行為等を計画される場合には、あらかじめ当土地区画整理事務所へご相談ください。

土地の所有権移転・分合筆をするときは？

土地の売買・相続・贈与等の所有権移転については、換地処分後の一時期を除き、いつでも行うことができますが、現在の土地の状況だけではなく、仮換地（または仮換地案）の位置・形状・面積等を十分考慮したうえで行ってください。

また、土地の分筆・合筆をされる場合、仮換地（または仮換地案）についても分割・合併が生じることになりますので、仮換地（または仮換地案）を将来どのように利用されるのか想定し、分筆・合筆をされるようお願いいたします。

これら土地の異動については、届出等が必要になりますので、あらかじめ当土地区画整理事務所へご相談ください。

農地転用・土地改良区からの除斥について

農地を転用される場合には、農業委員会へ届け出る前に、当土地区画整理事務所において、従前地の面積と仮換地（または仮換地案）の面積との整合について確認してください。以後の転用面積の把握に支障が生じる場合があります。

また、田について、見沼土地改良区受益地から除斥するときは、あらかじめ当土地区画整理事務所において、除斥面積の確認をしてください。除斥したことを土地区画整理事務所で確認できない場合は、翌年度以降も土地改良区賦課金（水利費）が賦課徴収されることがありますので、ご注意ください。

事業については、本紙をはじめ種々の方法でお知らせしてまいりますので、皆様におかれましては、本事業に対し、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、ご不明な点がありましたら、当土地区画整理事務所までお問い合わせください。

